

樞密院會議筆記

大正四年四月二十一日 正

- 一 朝鮮總督府官制中改正ノ件
- 一 大正元年勅令第百八十八號朝鮮總督府書記官及事務官ノ特別任用ニ關スル件中改正ノ件
- 一 朝鮮總督府中樞院官制中改正ノ件
- 一 朝鮮總督府遊信官署職員特別任用令
- 一 朝鮮總督府臨時土地調査局職員特別任用令中改正ノ件
- 一 朝鮮總督府地方廳職員特別任用令
- 一 朝鮮ニ於ケル官立公立學校ノ訓導又ハ副訓導ノ休職ニ關スル件

国立公文書館

利用上の注意

樞密院會議筆記及び同委員会録は、非公開の席上における発言を記録したものであります。したがって当該発言者の共同著作物と解されますので、引用等発表に際し著作権法上の問題の生ずることのないよう特に御配慮願います。

国立公文書館

分類

配架番号

2 A

15-9

Ⓚ D 374

樞密院會議筆記

- 一 朝鮮總督府官制中改正ノ件(修正)
- 一 大正元年勅令第四十八號朝鮮總督府書記官及事務官ノ特別任用ニ關スル件
- 一 朝鮮總督府中樞院官制中改正ノ件
- 一 朝鮮總督府遞信官署職員特別任用令
- 一 朝鮮總督府臨時土地調查局職員特別任用令中改正ノ件
- 一 朝鮮總督府地方廳職員特別任用令
- 一 朝鮮ニ於ケル官立公立學校ノ訓導又ハ副訓導ノ休職ニ關スル件

大正四年四月二十一日午前十一時二十五分閉
議

聖上臨御

出席員

議長

芳川副議長

大臣

大隈總理大臣 五番

顧問官

福岡顧問官 十六番

中牟田顧問官 二十番

九鬼顧問官 廿一番

伊東顧問官 廿五番

金子顧問官 廿七番

清浦顧問官 廿九番

南部顧問官 三十番

加藤顧問官 卅一番

都筑顧問官 卅二番

三浦顧問官 卅三番

花房顧問官 卅五番

菊池顧問官 卅六番

缺席負

議長

山縣議長

皇族

貞愛親王 一番

載仁親王 二番

依仁親王 三番

大臣

机 密

大浦内務大臣 六番

加藤外務大臣 七番

岡 陸軍大臣 八番

八代海軍大臣 九番

若槻大蔵大臣 十番

一木文部大臣 十一番

尾崎司法大臣 十二番

武富逋信大臣 十三番

河野農商務大臣 十四番

顧問官

松方顧問官 四番

樺山顧問官 七番

細川顧問官 十八番

河瀬顧問官 十九番

杉 顧問官 廿二番

蜂須賀顧問官 廿三番

高島顧問官 廿四番

黒田顧問官 廿六番

末松顧問官 廿八番

濱尾顧問官 卅四番

州州
密

北垣顧問官 廿七卷

委員

高橋法制局長官

渡邊内務省地方局長

秋山朝鮮總督府參事官

報告員

有松書記官長

書記官
清水書記官

二上書記官

入江書記官

鮮總督府官制中改正ノ件ニ付テハ書記官長ノ修正意見アルニ依リ其ノ修正シタルモラ議題トス

報告負有也 謹テ今回御諮詢ノ朝鮮總督府

制中改正ノ件外六件ヲ審査スルニ(第一)朝鮮

總督府官制中改正ノ件ハ(一)總督官房ノ外事

局内務部ノ地方局度支部ノ司稅局及司計局

農商工部ノ農林局及殖産局ヲ廢シテ局長六

人ヲ減シ大體ニ於テ從來部局課ノ三階制ナ

リシヲ改メテ二階制ト為シ且局長ハ從來勅

任又ハ奏任ナリシヲ勅任ニ限ルコトトシ第

十條第十一條(二)定員中書記官十九人及事務

官(第二號俸給)十九人ヲ改メテ事務官(第一號

俸給)三十六人ト為シ内一人涉外事務ヲ掌ル

モノニ限リ勅任ト為スコトヲ得ルコトトシ

(第十一條第十六條第十七條)(三)叅事官ヲシテ

舊慣制度ノ調査ヲ兼掌セシムルコトヲ廢シ

(第十四條)(四)技師一人通譯官一人ヲ減シ(第十

一條)(五)特別任用ノ規定ニ依リ朝鮮總督府事

務官ノ職ニ在ル者ハ本改正施行ノ際ニ限り

和州
密
院

新設ノ朝鮮總督府事務官ニ任用スルヲ得
コトトシ(附則第二項)今般ノ改正ニ依リ
官トナル者ニシテ更ニ他官ニ任用スルモ
ニ對シ辭令書省略ノ規定ヲ設ケムトシ(附
第三項第四項)第三大正元年勅令第四十八
朝鮮總督府書記官及事務官ノ特別任用ニ
スル件中改正ノ件ハ從來間島又ハ安東ニ在
勤スル總領事又ハ領事ハ朝鮮總督府書記官
ニ副領事ハ朝鮮總督府事務官ニ兼任セシム
ルヲ得メリシモ今般書記官ヲ廢シ事務官ヲ

置クコトトスルニ付總領事領事又ハ副領事
ハ何レモ事務官ニ兼任セシムルコトヲ得ル
コトト為サントス但シ領事ハ高等官四等マ
テ上リ得年功ニ依リ特ニ三等トナシ得副領
事ハ七等マテトス之等カ三等マテ上リ得ハ
キ事務官ヲ兼任スルハ頗ル權衡ヲ失スルノ
嫌アルモ從來稍之ニ似タル制アリシ上關東
洲ノ例モ存スルコトナレハ此儘可決セラレ
然ルヘシ(第三)中樞院官制中改正ノ件ハ朝鮮
總督ハ中樞院ヲシテ舊慣制度ニ關スル事項

ヲ調査セシムルヲ得ルコトト為シ通譯官
 人ヲ減シ通譯生ヲ置キ判任官五人ヲ増サ
 トシ(第四)朝鮮總督府遞信官署職負特別任用
 令ハ今般同官署官制ヲ改正スルニ付(一)同
 署職負ノ特別任用ニ關シ現行ノ規程ヲ廢シ
 テ大體ニ於テ為替貯金局及地方遞信官署職
 負特別任用令ト同一ノ規程ヲ設テ(二)同官制
 ノ改正ニ依リ遞信副事務官ヲ置タニ付本改
 正施行ノ際ニ限り遞信事務官ノ職ニ在ル者
 ヲ遞信副事務官ニ任用スルニハ銓衡ヲ要セ

サルコトトシ(第五)朝鮮總督府臨時土地調査
 局職負特別任用令中改正ノ件ハ今般臨時土
 地調査局官制ヲ改正シ副事務官ヲ置クニ付
 (一)從來ノ事務官特別任用ニ關スル規定ヲ副
 事務官ニ適用スルコトト為シ(二)本改正施行
 ノ際ニ限り同局事務官ノ職ニ在ル者ヲ同局
 副事務官ニ任用スルニハ銓衡ヲ要セサルコ
 トトシ(第六)朝鮮總督府地方廳職負特別任用
 令ハ(一)府尹(從來第一階俸給ナリシヲ今般第
 二階俸給ニ改メムトス)及府事務官(從來第二

辨俸給ナリシヲ今般第三辨俸給ニ改メ
 ス)及島司(今般新設セムトスルモノニシテ
 三辨俸給)ニ對シ特別任用ノ規定ヲ新設シ
 同一人ヲシテ島司及警視ヲ兼ネシムルヲ
 スル場合ニ於テ兩官相互ニ兼任セシメ得
 コトト為シ(三)本令施行ノ際ニ限り總督府事
 務官ハ總督府道事務官ニ總督府道事務官ハ
 府尹ニ銓衡ヲ經スニテ任用シ得ルコトト為
 サムトシ(第七)朝鮮ニ於ケル官立公立學校ノ
 訓導又ハ副訓導ノ休職ニ關スル件ハ右學校

ノ訓導又ハ副訓導教育養成ノ學校ニ入學ス
 ルトキ休職ヲ命スル場合ニ於ケル休職期間
 及休職給ニ關シテ特別ノ規定ヲ設ケムトス
 ルモノニシテ何レモ大體ニ於テ支障ナシト
 認ムレトモ唯朝鮮總督府官制中改正ノ件ニ
 於テハ第十一條及第十六條中ノ改正并第十
 七條ノ削除ニ依リ朝鮮總督府事務官ハ廢官
 トナルモノト為シ從テ附則中ニ第二項及第
 四項ノ規定ヲ設ケタリト雖當局ノ説明ニ依
 レハ之ヲ廢官ト為スノ必要ナキノミナラス

前記諸條ノ改正及削除ヲ以テ直ニ之ヲ廢
リ認ムヘキモノナリト解スルコト能ハサ
テ以テ附則中第二項ヲ削除シ第四項ヲ朱
ノ通修正シ其他本件外六件ハ總テ原案ノ
可決セラレ然ルハキモノト思料ス
右謹テ審査ノ結果ヲ報告ス

廿七番(金子) 書記官長ノ報告ニ依ルモ官制改
正ノ主意ハ事務ヲ敏捷ニスル為メニテ頗ル
時宜ニ適スルモノト云フヘク又中樞院ニ舊
慣制度ヲ調査セシムルコトモ政策上最モ適

當ナリ書記官長ノ修正意見モ法文ノ形式上
最モ可ナリ其ノ他ニ付テモ何等異議ヲ存セ
ザルニ依リ讀會ヲ省略シ各案ヲ一括ニ可決
セムコトヲ望ム

廿一番(元鬼) 賛成

廿五番(伊東) 賛成

廿九番(清浦) 賛成

議長(芳川) 御異議ナクハ讀會ヲ省略ニテ採決
セム本案賛成ノ諸君ハ起立

(全會一致可決)

入御

午前十一時五分閉會

副議長伯爵

芳川閣下

書記官長

有松英三

書記官

二日午後

入江貫一

勅令第

號

朝鮮總督府官制中左ノ通改正ス

第九條中官房ヲ總督官房ニ改ム

第十條 第一項ヲ左ノ如ク改ム

總督官房ニ總務局及土木局ヲ置キ内務部ニ

學務局ヲ置ク

第十一條中事務官專任十九人奏任ヲ削リ九人

勅任又ハ奏任ヲ三人勅任ニ書記官專任十九人

奏任ヲ事務官專任三十六人奏任ニ二十八人ヲ

二十七人ニ五人ヲ四人ニ改メ左ノ一項ヲ加フ

附録

渉外事務ヲ掌ル事務官ハ一人ヲ限リ之ヲ
任ト為スコトヲ得

第十四條第二項ヲ削ル

第十六條中書記官ヲ事務官ニ改ム

第十七條 削除

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

特別任用ノ規定ニ依リ朝鮮總督府事務官ニ任

セラレ現ニ其ノ職ニ在ル者ハ本令施行ノ際ニ

限リ特ニ朝鮮總督府事務官ニ之ヲ任用スルコ

トヲ得

本令施行ノ際現ニ朝鮮總督府書記官ノ職ニ在

ル者別ニ辭令書ヲ交付セラレサルトキハ朝鮮

總督府事務官ニ同官等俸給ヲ以テ任セラレタ

ルモノトス

本令施行ノ際現ニ朝鮮總督府事務官ノ職ニ在

ル者別ニ辭令書ヲ交付セラレサルトキハ朝鮮

總督府事務官ニ同官等及現ニ受クル俸給額ニ

相當スル級俸ヲ受クルモノトス以テ任セラレ

タルモノトス

勅令第 號

大正元年勅令第 四十八號 中左ノ通改正ス

第一項ヲ左ノ如ク改ム

間島又ハ安東ニ在勤スル總領事領事又ハ

領事ハ朝鮮總督府事務官ニ特ニ之ヲ兼任

シムルコトヲ得

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行ノ際間島又ハ安東ニ在勤スル總領事

又ハ領事ニシテ朝鮮總督府書記官ヲ兼任スル

者別ニ辭令書ヲ交付セラレサルトキハ同官等

ヲ以テ朝鮮總督府事務官ニ兼任セラレタルモ

ノトス

勅令第 號

朝鮮總督府中樞院官制中左ノ通改正ス

第一條ニ左ノ一項ヲ加フ

前項ノ外朝鮮總督ハ中樞院ヲシテ朝鮮ニ於

ケル舊慣及制度ニ關スル事項ヲ調査セシム

ルコトヲ得

第二條 中通譯官三人ヲ通譯官二人ニ屬專任三

人ヲ通譯生專任八人ニ改ム

第十二條 通譯生ハ上官ノ指揮ヲ承ケ通譯
後事ス

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

勅令第 號

朝鮮總督府遞信官署職負特別任用令

第一條 朝鮮總督府遞信副事務官ハ五年以上

遞信事務ニ後事ニ現ニ判任官二級俸以上ノ

俸給ヲ受クル者ヨリ、朝鮮總督府遞信事務官

補ハ三年以上以上遞信事務ニ後事ニ現ニ判任官

五級俸以上ノ俸給ヲ受クル者ヨリ之ヲ任用

スルコトヲ得

第二條 前條ノ規定ニ依リ任用セラレタル朝

鮮總督府遞信事務官補ニシテ現ニ其ノ職ニ

在ル者ハ之ヲ朝鮮總督府遞信副事務官ニ任

用スルコトヲ得但ニ判任官三級俸以下ノ俸

給ヲ受クル者ヨリ任用セラレタル朝鮮總督

府遞信事務官補ハ二年以上在職スルニ非サ

レハ之ヲ朝鮮總督府遞信副事務官ニ任用ス

ルコトヲ得ス

第三條 朝鮮總督府遞信書記補ニシテ二年

上其ノ職ニ在ル者ハ之ヲ朝鮮總督府遞信

記ニ任用スルコトヲ得

第四條 朝鮮總督府遞信書記補ハ朝鮮總督

定ムル試驗規則ニ依リ之ヲ任用スルコトヲ

得

第五條 第一條及第二條ノ規定ニ依リ任用ス

ル者ハ文官高等試驗委員第三條ノ規定ニ依

リ任用スル者ハ朝鮮總督府文官普通試驗委

員ノ銓衡ヲ經ハシ

第六條 朝鮮總督府郵便所長ノ特別任用ニ關

スル規程ハ朝鮮總督之ヲ定ム

前項ノ規程ニ依リ任用シタル朝鮮總督府郵

便所長ノ在職年數ハ文官任用令第六條第六

號ノ年數ニ之ヲ算入セス

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

明治四十三年勅令第三百九十七號ハ之ヲ廢止

ス

朝鮮總督府
官印

本令施行ノ際現ニ朝鮮總督府逋信事務官ノ
 ニ在ル者ハ本令施行ノ際ニ限り特ニ之ヲ朝
 總督府逋信副事務官ニ任用スルコトヲ得
 勅令第 號
 朝鮮總督府臨時土地調査局職負特別任用令
 左ノ通改正ス
 第一條中朝鮮總督府臨時土地調査局事務官ヲ
 朝鮮總督府臨時土地調査局副事務官ニ改ム
 附 則
 本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行ノ際現ニ朝鮮總督府臨時土地調査局
 事務官ノ職ニ在ル者ハ本令施行ノ際ニ限り特
 ニ之ヲ朝鮮總督府臨時土地調査局副事務官ニ
 任用スルコトヲ得
 勅令第 號

朝鮮總督府地方廳職負特別任用令
 第一條 朝鮮總督府府尹ハ左ノ各號ノ一ニ該
 當スル者ノ中ヨリ文官高等試験委員ノ銓衡
 ヲ經テ之ヲ任用スルコトヲ得
 一 朝鮮總督府事務官又ハ朝鮮總督府道事務

官ノ職ニ在ル者

二五年以上地方行政事務ニ従事シ現ニ其職ニ在リ判任官ニ級俸以上ノ俸給ヲ受ル者

第二條 朝鮮總督府府事務官及朝鮮總督府

司ハ五年以上地方行政事務ニ従事シ現ニ其職ニ在リ判任官四級俸以上ノ俸給ヲ受ク
ル者ノ中ヨリ文官高等試験委員ノ銓衡ヲ經テ之ヲ任用スルコトヲ得

第三條 朝鮮總督府島司ハ之ヲ朝鮮總督府警

視ニ朝鮮總督府警視ハ之ヲ朝鮮總督府島司ニ兼任セシムルコトヲ得

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行ノ際現ニ朝鮮總督府事務官ノ職ニ在ル者ハ特ニ之ヲ朝鮮總督府道事務官ノ職ニ在ル者ハ特ニ之ヲ朝鮮總督府府尹ニ本令施行ノ際ニ限り任用スルコトヲ得

勅令第

號

朝鮮：於ケル官立公立學校ノ訓導又ハ副訓
教負養成ヲ目的トスル官立公立學校ニ入學
ルトキハ休職ヲ命スルコトヲ得
休職ノ期間ハ其ノ事故止ミタル後尚三月ト
休職中ハ俸給ノ三分ノ一以下ヲ給シ又ハ全ク
之ヲ給セサルコトヲ得

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス